

# 自転車のルールについて ご存知ですか？

- 自転車は車の仲間です。  
決められたところを通行しましょう。



通行違反は、何法の何条違反？  
(道路交通法 第 18 条第 1 項)

自転車は道路の左側端に寄って通行しましょう。  
右側通行は交通違反です。

- 路側帯は歩行者用の通路ですが、著しく歩行者の通行を妨げる場合を除き、通行することができます。



路側帯を通行するときは、左側を通行してね

道路交通法第 17 条の 2 第 1 項

- 車道が原則ですが、状況によって歩道の通行が例外的にみとめられています。



### 歩道を通行することができる場合

- 自転車歩道通行可の標識がある場合



- 自転車を運転している人が
  - ・ 13歳未満の子ども
  - ・ 70歳以上の高齢者
  - ・ からだの不自由な人の場合
- 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行することができない場合

道路交通法第63条の4第1項

道路交通法施行令第26条

歩道は

☆歩行者優先です。

☆すぐ停止できるような速度で徐行しましょう。

☆歩行者の通行の妨げることとなるときは、一時停止しましょう。

☆通行指定部分がある時は、指定部分を通行しましょう。

☆通行部分については、指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がい  
ないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行できます。

☆歩道の中央から車道よりの部分を通行しましょう。

道路交通法第 63 条の 4 第 2 項

## ○ 歩道では車道寄りを走りましょう。

建物寄りを走っていると、交差点や建物から急に車や人が飛び出してきたら、避けられないことがあるから危険だよ!!



歩道は「中央から車道寄りの部分」を走行することが規定されています。

道路交通法 63 条の 4 第 2 項

## ○ 横断歩道は歩行者の妨げにならないように渡りましょう

歩行者の通行の妨げになるようだったら、降りて押して渡ってね。



歩道は、歩行者のための場所です。横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き自転車に乗ったまま通行できません。

道路交通法第 63 条の 6 第 63 条の 7

## ○ の標識がある交差点では、

必ず一時停止して安全確認をしましょう。



道路交通法 43 条

一時停止の標識のある交差点では、停止線手前で一時停止し、交差点の安全確認をしましょう。

## ○信号は必ず守りましょう



人の形の記号がある信号機に『歩行者・自転車専用』の標示板が設置されている場合は、その信号機に従わなければならない

道路を通行するばあいには、信号機の表示する信号に従いましょう。

道路交通法第7条 第4条4項

### 信号機が表示する信号の意味

青：進むことができます。

黄：自転車・歩行者は横断を始めてはいけません。

青の点滅：自転車・歩行者は横断を始めてはいけません

赤：横断してはいけません。

出典：大阪府警ホームページを参考に作成